

奥州市道路ストック点検結果

1. 道路ストック点検の目的

奥州市が管理する道路構造物等（道路ストック）について点検を実施し損傷度合の把握を行い、計画的な修繕を行うための指標とします。

2. 管理する道路ストックと今後

現在、奥州市が管理する道路構造物等（道路ストック）は下記の表のとおりとなっています。これまでは、修繕については「損傷が進んでから直す」という「事後保全型」で行っていましたが、現在は、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へ切り替えることにより、修繕費用の縮減・平準化を図っています。

種類	数量
トンネル	2 基
大型カルバート	3 基
門型標識	5 基

※大型カルバートとは、内空に2車線以上の道路を有するカルバート。

3. 点検結果の概要

令和4年度はトンネル2基、大型カルバート3基の点検を実施しました。点検結果より、コンクリート部材において、施工時に発生したと推測される乾燥収縮によるひび割れなどが確認されましたが、早期措置を講ずるべき損傷（評価区分：Ⅲ）ではありませんでした。

損傷の度合いによる判定区分は下記（表－1、2）のとおりで、今後、路線重要性や使用頻度等を考慮し、計画的に修繕等を行います。

区 分		定 義
Ⅰ		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。
Ⅱ	Ⅱb	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。
	Ⅱa	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。
Ⅲ		早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態。
Ⅳ		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早急に措置を講じる必要がある状態。

表－1 対策区分（道路トンネル）

区 分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表－２ 健全性の判定区分（大型カルバート、門型標識）

4. 点検結果

種類	施設名称	区名	路線名	判定	点検年度
トンネル	菖蒲平トンネル	衣川	十一ヶ銘滝の沢線	II	R 4 年度
	増沢トンネル	衣川	増沢高堂線	I	R 4 年度
大型カルバート	大桜跨道橋	前沢	高畑赤面線	II	R 4 年度
	スマートインター東 2	胆沢	北笹森笹森線	I	R 4 年度
	スマートインター東 3	胆沢	北笹森笹森線	II	R 4 年度
門型標識	門型標識 No. 1	水沢	板谷線	II	R 3 年度
	門型標識 No. 2	水沢	板谷線	II	R 3 年度
	門型標識 No. 3	水沢	板谷線	II	R 3 年度
	門型標識 No. 4	水沢	板谷線	II	R 3 年度
	門型標識 No. 5	水沢	板谷線	II	R 3 年度